



第3章 みどりの確保と整備の方針

1 まちのみどりの確保方針

みどりのまちづくりを面的に進め、既存のみどりを守り、緑化を推進するために、まちづくり制度を活かしたまちのみどりの確保方針を示します。

(1) 緑化重点地区

計画の改定作業において、これまでの緑施策の取組み状況や緑の現況と課題などを総合的に判断した結果、区内の緑の一部では増加傾向が見られるものの、台地部の住宅街で急激な減少傾向が見られるなど、多くの既成市街地部分は緑化の推進や緑の保全が必要な状況となっており、更なる取組みの必要に迫られています。

緑化重点地区とは「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、都市緑地法第4条に規定されています。本計画では、重点的に区全域で区民、事業者、NPOなどの団体、行政などが連携して緑化を推進し、公園・緑地、街路樹の整備を行い全区的に緑の量の底上げを図っていくために、**区全域を緑化重点地区に指定します。**

(2) みどりのまちづくりを進めるために

みどりのまちづくりを効果的に推進し、みどりを着実に増やしていくために、区民1人ひとりがみどりのまちづくりを支えとともに、民間の開発に際して緑化を義務づけ、地域住民によるルールづくりを進めるなど官民一体となり、みどりのまちづくりを進め、みどりを増やします。

1) 新たなみどりのまちづくり制度への取組み

緑豊かなまちなみをつくり、まちの魅力を高め、みどりを増やしていくため、既存の大田区開発指導要綱による緑化推進や各種緑化支援制度の見直しを行うとともに、環境軸の形成や都市緑地法に基づく緑化地域制度*など新たなみどりのまちづくり制度の導入に取り組めます。

2) 既定のみどりのまちづくり制度の活用

良好なみどり豊かな市街地環境を地域住民が主体となり、つくり、守り、育てていくとともに、洗足池周辺や国分寺崖線周辺の台地部地域の住宅街において都市の風致(樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観)を維持していくために、都市計画法で定められた地区計画*制度や風致地区制度など、既定のみどりのまちづくり制度の活用や新たな地区指定を進めるなどの運用を図ります。

3) さまざまなまちづくり事業との連携

羽田空港を抱える臨海部や、蒲田・大森などの中心拠点のまちづくり構想に基づく事業や、防災まちづくりや公営住宅整備事業、さらには民間事業者などによる市街地再開発や大規模開発事業など、さまざまなまちづくり事業との連携を図り、みどりの確保や保全に努めます。

4) 公共施設や公共空間の緑化推進

みどりのまちづくりの推進にあたっては、まず公共施設が先導的な役割を果たさなくてはなりません。

道路や公園などの公共空間の緑化推進や新たな整備に積極的に取組むとともに、公共の施設や学校などの新築や改築の機会を捉えて、壁面緑化や屋上緑化などさまざまな手法を活用した緑化の推進に取組み、みどり豊かな都市空間の形成に努めます。

5) まちなかの緑化を進める取組み

区民、事業者による身近な場所での緑化を支援するために、これまで継続的に実施してきた生垣の造成助成や屋上緑化、壁面緑化の助成を拡充し、まちなかの緑を増やし多くの人々のみどりへの関心を高めます。



公共施設の緑化（大田文化の森）

(3) 既存のみどりを守るために

区内に残された民有地の貴重な自然地や農地などを将来に引き継いでいくために、既存の法制度の活用や見直し拡充、新たな制度づくりなどにより、既存のみどりを守り育てます。

1) 緑地保全制度の活用

民有地に残されている屋敷林や崖線の自然樹林地、水辺の自然地などの貴重な自然環境を保全するため、以下のような都市緑地法に基づくさまざまな制度の活用を図り、みどりを守っていきます。

特別緑地保全地区の指定及び保全の方針

区内に残る屋敷林や社寺林などの樹林地や水辺、崖線の斜面林は、市街化が進んだ現在でも良好な自然環境を有しており、都市景観においても重要な役割を果たしています。これらの緑地を未来に引き継ぐために、特別緑地保全地区の指定を進め、法に基づく行為の制限などを適用していきます。なお、大田区が特別緑地保全地区を新たに定める際には、緑地保全計画（都市緑地法第4条第2項三のロ）を策定し、公表します。

大田区で現在指定されている地区の保全方針は以下のとおりです。

第3章 みどりの確保と整備の方針

大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区の保全方針

- ・住民の環境学習の場や自然とのふれあいの場として保全と活用の両立を図ります。
- ・区民や自然保護団体等と連携しながら東京港における生物生息環境のネットワークを形成する重要な干潟として守り、育てていきます。

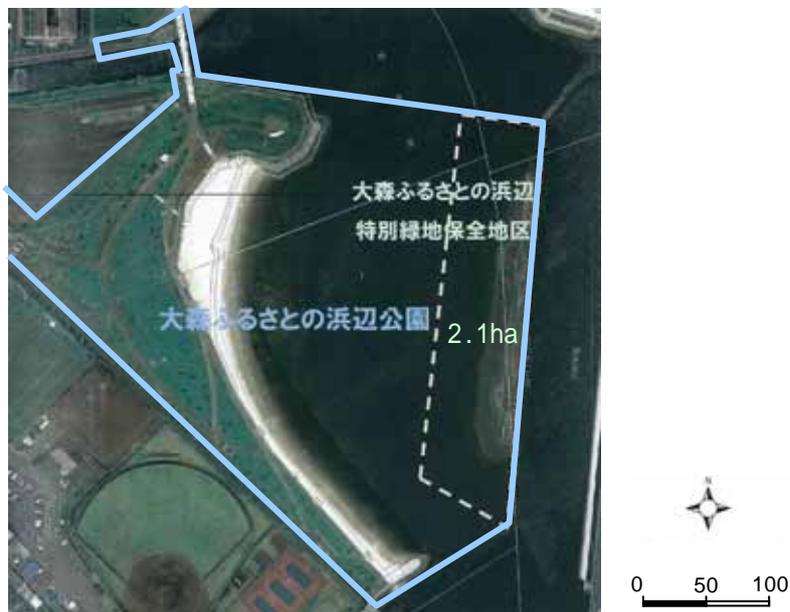


図-35 大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区周辺航空写真

市民緑地制度の活用

市民緑地制度は、土地所有者と地方公共団体が緑地を市民に公開する契約を締結することによって、土地所有者が当該緑地を市民へ公開することを支援・促進し、緑の保全を推進する制度で、都市緑地法第 55 条に規定されています。土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあります。

管理協定制度*の活用

特別緑地保全地区などの土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度です。土地所有者に対しては更なる相続税の評価減、地方公共団体に対しては必要な整備に対して国の補助が出る、というメリットがあります。

2) 都市農地保全の推進

わずかに残された都市農地を守るとともに、農の風景を後世に伝えていくために、生産緑地*地区などの既存の法制度を活用した営農支援策に取り組むとともに、区民農園や農業体験公園などとしての、農の風景の保全支援施策を進め、都市農地のみどりを守っていきます。

3) 保護樹木・樹林制度の拡充

「大田区みどりの保護と育成に関する条例」(昭和 50 年施行)に基づき、民有地にある大木や樹林地を引き続き守り育てていくとともに、まちなかのシンボルとなるような景観みどり資源なども含め、緑の保護育成制度の拡充を図ります。

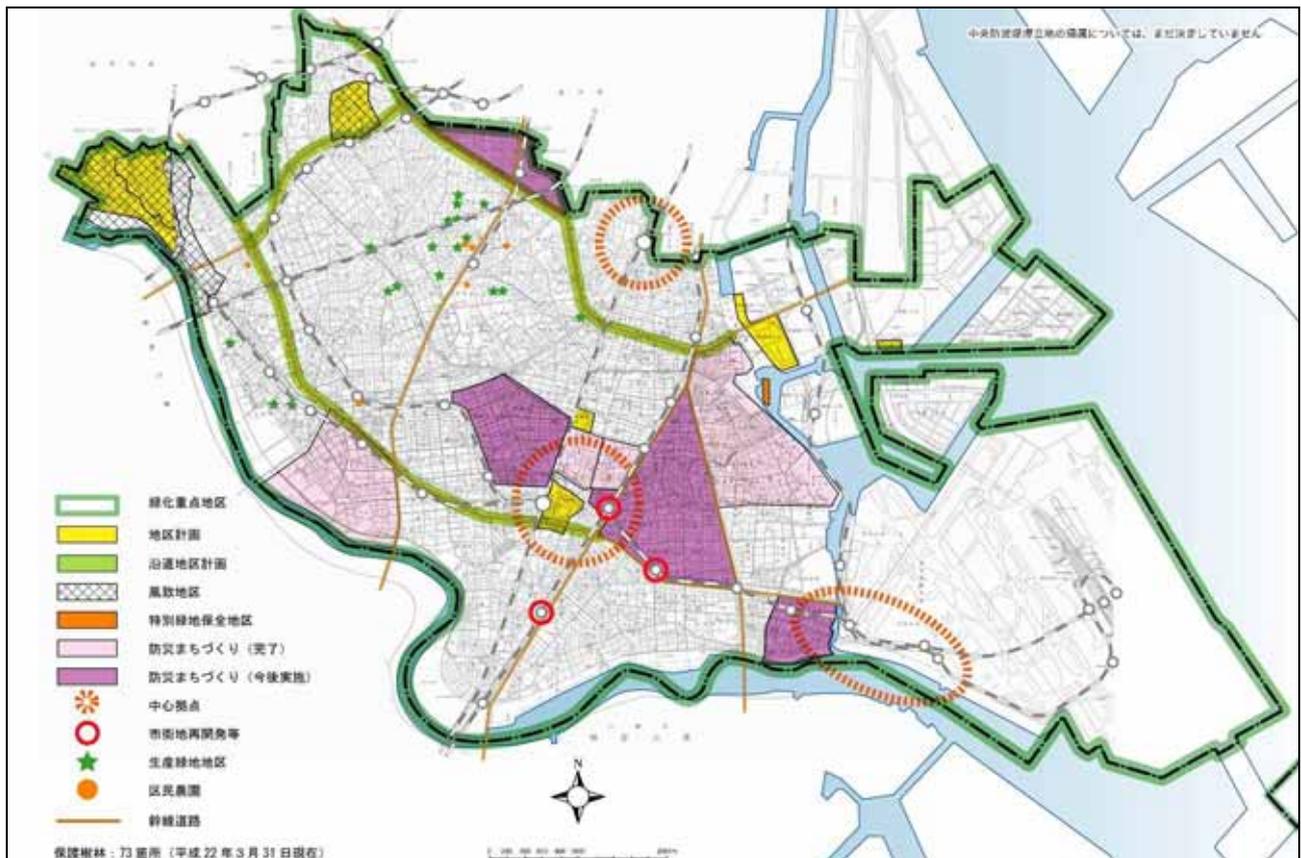


図-36 まちづくり事業におけるみどり確保方針図

大田区に残る「農」の風景

区内に立派な「農地」が残っており「農業」が営まれていることを、皆さんはご存じでしょうか？平成21年度現在、約5.0haの農地があり、そのうち約2.5haが生産緑地に指定されています。年に一度、秋には「野菜と花の品評会」が開催され、区内の生産者によって育てられた野菜や花が集められ、品評会後には廉価で即売されます。

その中でも特徴的な特産物に、鉢花のシクラメンがあります。日本でシクラメンの栽培が始まったのは明治時代半ばごろですが、戦後、シクラメンの本格的な栽培が再開された昭和28年ごろから大田区でも栽培と研究が始まり、以来、熱心な品種改良が重ねられ、全国のシクラメン生産をリードしてきました。この功績をたたえる「シクラメンゆかりの里」という記念碑が、中馬込にある宮ノ下児童公園内に建てられています。



シクラメン栽培(仲池上)



「農」の風景(東雪谷)

2 公園・緑地などの整備方針

(1) 公園・緑地などの現況

区内の、都市公園法に基づく公園・緑地や、これに準ずる公園・緑地・広場などの整備状況は以下に示すとおり551箇所、総面積約283ha、区民1人当たりの面積は4.08㎡です。また、河川敷の準開放緑地や河川緑地を加えると、公園・緑地の総面積は約362ha、区民1人当たり5.22㎡です。

今後も引き続き、これまで前計画で取り組んできた計画目標である区民1人当たり6㎡の確保量を目指して、整備を進めていく必要があります。また、今回実施した区民アンケート結果からも公園・緑地のみどりが増えることを多くの区民が望んでいることがわかります。

表-5 公園・緑地などの現況（平成22年4月1日現在）

区分		箇所数	面積(㎡)	区民1人当たり 公園面積(㎡/人)
区立施設	公園	144	1,006,959.15	2.87
	児童公園	342	161,875.72	
	緑地	9	808,068.77	
	児童遊園	34	13,050.58	
	小計	529	1,989,954.22	
	一時開放運動場 その他緑地等	1 8	40,670.00 37,030.36	
小計	9	77,700.36	2.98	
計	538	2,067,654.58		
都立施設	海上公園	13	759,789.33	4.08
	小計	13	759,789.33	
合計		551	2,827,443.91	4.08
その他	河川敷の準開放及び河川緑地	-	792,549.35	5.22
	小計	-	792,549.35	
	総計	551	3,619,993.26	

大田区の人口
(平成22年4月1日現在、外国人登録含む) 693,404 人

区立公園は大田区公園条例で公園、児童公園、緑地の3種類に分類されており、都市公園法上の基準とは一致していません。

大田区都市基盤整備部事業概要「土木の現況」(平成22年度版)より

先述のとおり、大田区内には 551 箇所の公園・緑地がありますが、そのなかでも都市計画に位置づけられている都市計画公園・緑地の現況は、以下のとおりです。都市計画公園・緑地とは、都市計画法第 11 条の都市施設として都市計画決定された公園・緑地のことをいいます。

表-6 都市計画公園・緑地の現況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

都市計画区分		整備・供用済		計画区域		整備率	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		
公園	住区基幹公園	街区公園	51	9.28	53	9.64	96.3%
		近隣公園	5	8.67	5	9.53	91.0%
		地区公園	2	16.62	2	17.20	96.6%
		小計	58	34.57	60	36.37	95.1%
	都市基幹公園	総合公園	3	25.60	4	49.8	51.4%
		運動公園	3	17.22	3	18.99	90.7%
		小計	6	42.82	7	68.79	62.2%
	特殊公園	1	0.32	1	0.32	100.0%	
	合計	65	77.71	68	105.48	73.7%	
緑地		2	81.09	4	301.74	26.9%	
総計		67	158.80	72	407.22	39.0%	

(平成 22 年)東京都都市計画公園緑地等調書 - 23 区(東京都市計画) - より



東糶谷防災公園



萩中公園

(2) 配置・整備方針

区はこれまでみどりの拠点となる都市計画公園などの大規模公園・緑地の整備や区民にとって身近な公園・緑地・広場などの整備を進めてきました。その結果、平成22年4月現在、公園・緑地箇所数(551箇所)は東京23区のなかで最も多く第1位、区民1人当たりの公園面積は第11位です。ところが、大規模公園・緑地などの多くは臨海部埋立地や多摩川沿いとその周辺地域に分布し、量的にも質的にも偏りがあり、内陸部のほとんどの地域では、まだ公園・緑地などが面積的には不十分な状況となっています。また、内陸部のほとんどは既に市街化されており、新たな公園・緑地の確保が非常に困難な状況ですが、多くの区民の期待にこたえるためにも、今後も引き続き公園・緑地の整備に取り組む必要があります。

また、新たな公園・緑地の配置にあたっては、公園不足地域を解消するために未配置町丁目での用地確保に努めるほか、区内の内陸部全域で概ね徒歩5分以内(おおむね直線距離で250m以内)に、誰もが気軽に歩いて行ける公園・緑地を配置するなど、区民に身近であり、区民に親しまれ、区民の暮らしを支える公園・緑地づくりに以下の6つの方針で取り組みながら、みどりとしての機能をさらに高めていきます。

【身近な公園・緑地などの整備】

1) 地域に根ざした公園・緑地の新設、拡張整備

高齢者や子どもたちが身近な場所で公園・緑地を利用できるとともに、地域活動の拠点としてもさまざまに活用できる場所として、地域に根ざした公園・緑地の新設、拡張整備に取り組み、公園不足地域の解消やまちなかのみどりの確保、災害時の一時避難場所の確保などに努めます。

実現化に向けた取り組み	
公園未配置町丁目での用地取得、整備	池上七丁目、南千束三丁目、南雪谷二丁目、西蒲田二丁目
公園・緑地不足地域での用地取得、整備	田園調布五丁目付近など概ね20箇所程度 現在の身近な公園の充足率：97%
既設公園・緑地隣接地の用地取得、整備	適宜

未配置町丁目及び公園・緑地不足地域は、空港臨海部地域を除く

2) まちづくり事業と連携した公園・緑地・広場整備

区内全域で不足している公園・緑地を少しでも増やしていくために、民間の大規模開発事業や木造建物の密集地域などでの防災まちづくり事業*など、さまざまなまちづくり事業と連携して公園・緑地・広場の確保に努めます。

実現化に向けた取り組み	
防災まちづくり推進事業による整備	東蒲田一丁目、西糀谷一・三丁目
民間大規模開発による確保	羽田旭町など

3) 地域ぐるみの公園整備や維持管理、利活用の推進

区内の公園が、地域住民が地域に根ざした地域活動の拠点として親しまれ、地域の身近な「好縁」を生み、地域ぐるみの公園整備や維持管理、利活用が図れるような仕組みづくりや支援に取り組めます。

実現化に向けた取組み	
ふれあいパーク活動の推進	対象：3,000 m ² 以下の大田区立の公園、児童公園、緑地
区民参加の公園整備と魅力アップ	適宜

公園を舞台とした好縁づくり

地域課題を解決していくためには地域が自ら課題を発見し解決していく力、すなわち地域力を醸成することが不可欠であり、その源泉は地域の様々なつながりです。

地域のつながりを創ること、すなわち地域の好ましい関係性を築く「好縁」づくりが地域再生の鍵となるものであり、公園はまさにこの多様な地域のつながり「好縁」を創る場・舞台と考えられます。



「公園」を舞台とした地域再生 調査研究報告書 (財)東京市町村自治調査会より

【大規模、特殊公園・緑地などの整備】

4) 拠点公園・緑地などの整備

区内のみどりの総合的な機能拡充を図り、みどりの拠点を形成するため「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく優先整備区域の早期整備、早期事業化や羽田空港跡地などの臨海部や、内陸部での新たなみどりの拠点となる公園・緑地の整備に取り組めます。

実現化に向けた取組み	
都市計画公園の用地取得、整備	田園調布せせらぎ公園、多摩川台公園、洗足池公園など
新たな拠点公園などの用地取得、整備	羽田空港跡地、内陸部公園不足地域など
都立海上公園の移管整備の推進	昭和島南緑道公園など

5) 自然環境保全型公園・緑地などの整備

区内のみどりの骨格をなす崖線やその周辺に残された希少な樹林地、屋敷林、都市農地などの保全を図り、貴重なみどりとして後世に引き継いでいくために、自然環境保全型公園・緑地の整備に取り組めます。

実現化に向けた取組み	
都市緑地の用地取得、整備	中央五丁目、南馬込二丁目、鵜の木一丁目など
自然環境保全型公園の整備	田園調布せせらぎ公園、南雪谷五丁目など
農業体験公園の整備	既存都市農地、区民農園の活用

6) 大規模公園・緑地などの魅力アップ

社会状況や区民ニーズの変化による公園施設利用者の減少や、経年による施設の老朽化や樹木の繁茂などによるイメージの悪化などに対応し、更なる区民の公園・緑地の利活用を図るため、安全・安心度を高め、すべての人にとって利用しやすく、新たなニーズにも対応できるような大規模公園・緑地の魅力アップに取り組めます。

みどりの拠点にある多摩川台公園や洗足池公園、平和の森公園などの大規模公共緑地などにおいて、将来に引き継いでいくべき貴重なみどりとして、適正な自然環境の保全・再生に取り組めます。

実現化に向けた取組み	
公園の特性を活かした魅力づくり	洗足池公園、多摩川台公園、東調布公園、本門寺公園、萩中公園、平和の森公園、平和島公園
区民の提案・参加による利用者視点の公園づくり	区民自主活動の支援、みどりづくり指針の作成
区民参加の魅力アップ	メッセージベンチ*、思い出の記念樹など



本門寺公園（池上）

7) 新たな都市公園制度の活用

市街化の進んだ大田区では、比較的まとまった空地が殆どないことや、地価が高いことなどで公園・緑地の用地確保は公園整備の大きな課題となっています。一方、大森や蒲田などの中心拠点や地域拠点の駅周辺などでは、公園・緑地の確保と共に、駐車場や各種公共公益施設の拡充も必要となっています。また、区内 550 箇所を越える公園・緑地を抱え、さらに効率的な管理も求められています。

区内全域で引き続き公園・緑地の整備を推進していくために、都市公園法で定める手法である「立体都市公園制度」や「借地公園制度」などの新たな制度を活用した整備推進や、多様な主体による公園管理の仕組みづくりにさらに取組みます。

8) 確保整備目標

本計画の目標期間の 20 か年の公園・緑地の確保整備の努力目標量は以下のとおりとし、今後、20 年間で約 20ha の公園・緑地を新たに確保、整備するよう努めます。

表-7 公園・緑地の確保整備努力目標量

種別	平成 28 年	平成 33 年	平成 43 年
	累計面積 (ha)	累計面積 (ha)	累計面積 (ha)
地域に根ざした公園整備	0.5	1.0	2.0
まちづくり事業と連携した整備	0.3	0.6	1.2
拠点公園緑地の整備	0.8	7.8	15.0
自然環境保全型公園整備	1.2	1.5	1.8
確保努力目標量	2.8	10.9	20.0
達成見込率	14.0%	54.5%	100.0%

確保努力目標量は、平成 22 年 4 月現在事業中及び事業化見込み箇所や、過去 10 年間の整備取組み実績からの推定値です。

また、平成 18 年 3 月に都と区市町が共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」の中で平成 27 年までに優先的に整備に着手することとしている「重点公園・緑地」の「優先整備区域」の整備状況は以下のとおりで、これまでの 4 年間の取組みで当初目標の 77% の整備進捗状況となっています。

表-8 都市計画公園優先整備区域の整備目標と整備状況

No	「重点公園・緑地」 都市計画公園名称	条例上の名称	「優先整備区域」 面積 (m ²)	事業着手 面積 (m ²)	着手率 (%)	供用面積 (m ²)	供用率 (%)
1	洗足小池公園	小池公園	10,800	10,800	100	10,800	100
2	羽田本町公園	本羽田公園	1,200	1,200	100	1,200	100
3	多摩川台公園	多摩川台公園	6,400	493	8	493	8
4	大森ふるさとの浜辺公園	大森ふるさとの浜辺公園	99,000	99,000	100	99,000	100
5	洗足公園	洗足池公園	23,800	0	0	0	0
6	平和の森公園	平和の森公園	6,000	6,000	100	6,000	100
7	丸子多摩川公園	田園調布せせらぎ公園	52,400	42,808	82	34,665	66
8	鷺の木一丁目緑地	鷺の木松山公園	6,300	6,300	100	6,300	100
計			205,900	166,601	81	158,458	77

事業認可を取得して事業を進めている事業

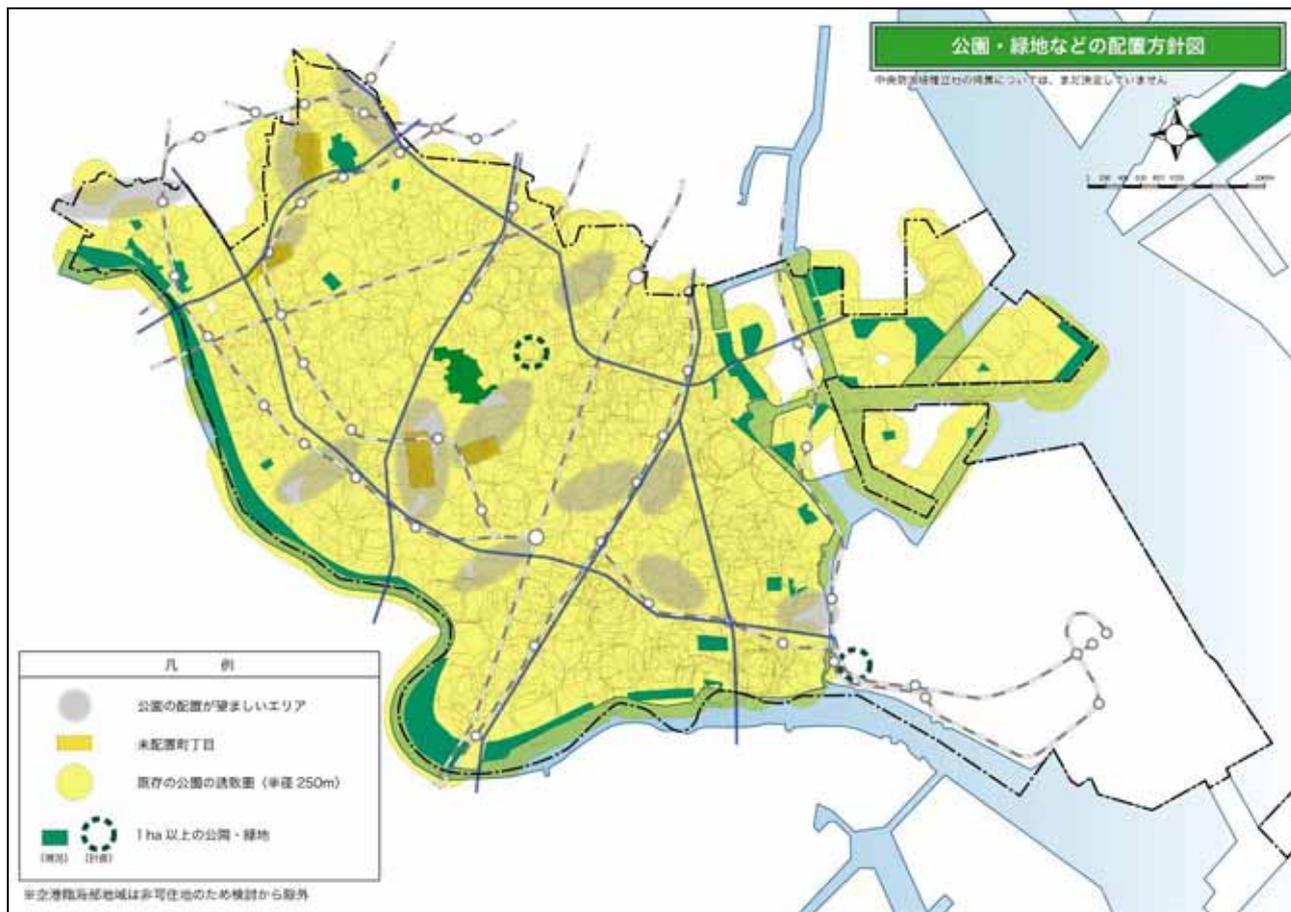


図-37 公園・緑地などの配置方針図



多摩川台公園からの風景 (田園調布)
 <多摩川八景*の1つ>



小池公園 (上池台)

3 みどりのネットワークの整備方針

(1) みどりのネットワークの現況

区内のみどりのネットワークは、10のみどりの拠点と多摩川や呑川、臨海部運河などの骨格軸、そして幹線道路や呑川緑道などの散策路、さらにこれらを結ぶ補助緑道などにより構成されており、これまで主要道路や緑道、散策路などの整備、サイン整備などを進めてきました。

みどりのネットワーク散策路を構成する、主な道路や緑道、散策路などのこれまでの整備状況は以下のとおりです。

表-9 みどりのネットワーク整備概要（平成22年4月現在）

種 別	計画延長 (km)	整備延長 (km)	整備率 (%)
主要幹線道路(都市計画道路)			
放射線	22.16	9.45	42.6%
環状線	30.33	25.12	82.8%
補助線・駅街路・区画街路	49.24	11.27	22.9%
主要緑道・散策路			
呑川緑道	18.2	3.58	19.7%
桜のプロムナード	12.1	5.90	48.8%
水と緑の散策路	23.2	5.54	23.9%

呑川緑道計画、整備延長は河川両側の散策路延長の総計で、整備延長にはマンション開発など民間事業に伴う緑地の確保延長などは含みません。

大田区都市基盤整備部事業概要「土木の現況」(平成22年度版)より
「大田区公共施設整備計画」(平成21年3月)より

(2) 配置・整備方針

みどりの4つの機能を高めていくには拠点となる公園・緑地の整備とともに広がりや厚みをもったみどりのネットワークを充実させていくことが重要です。また、区民アンケートの中でも将来望ましいみどりの姿はどのようなものか、という質問に「みどり豊かな散策路があること」という回答が多くありました。

また、みどりのネットワークを拡充しさらに連続性を確保していくには、区民、事業者、行政が一体となって民有地の緑化にも取り組んでいく必要があります。また、ネットワークを活かしていくためには近隣自治体の計画との整合性を図り連携していくことも重要です。

今後も引き続き広がりや厚みをもったみどりのネットワーク化をさらに進め、区民生活の利便性を高める歩行者や自転車の移動系統である暮らしの中の道を拡充します。また、区民の余暇活動や健康増進を図るための散策路整備を推進し、生物の多様性を支える生き物の移動ルートにもなる、つながるみどりづくりなどについて、次の4つの方針に基づき取り組めます。

第3章 みどりの確保と整備の方針

1) 都市計画道路の整備推進

区内交通の円滑化を図るとともに、みどりのネットワークの主軸であり、災害時の避難路や緊急物資の輸送路としても重要な都市計画道路について、現在事業中の路線や平成16年3月に都区が共同で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」の第三次事業化計画優先整備路線の整備を進めます。また、京浜急行連続立体交差事業に伴う関連街路、広場整備事業や、国道や都道の概成区間の拡幅など、未整備箇所の早期事業化に取り組めます。

実現化に向けた取組み	
現在事業中の路線及び第三次事業化計画優先整備路線整備	区施行：大田区画街路第1号線 補助線街路第34、43、44号線 都施行：補助線街路第27、28号線、放射街路第17号線
京浜急行連続立体交差事業関連街路、広場整備	京急蒲田駅東口・西口駅前広場、 糀谷・雑色駅前広場 補助線街路第328号線 など
羽田旭町周辺地区の街路整備	補助線街路第38号線
都道、国道の未整備箇所の早期事業化の推進	放射街路第1号線(国道1号線) 放射街路第19号線(国道15号線) 環状街路東京湾環状線(国道357号線) 補助線街路第28号線、放射街路第18号線

2) みどりの散策路網の拡充、整備

空からも見える骨太なみどりの骨格である多摩川や呑川、臨海部の運河沿いや、台地部の崖線沿いのみどりづくりを進めます。また、区民の暮らしを支える歩行者や自転車の日常の移動ルートや、区民の余暇活動や健康増進を図るための散策路などとして、区内のみどりのネットワークの骨格となる主要な緑道、散策路などを整備し、環境軸の形成に努めます。さらに、バリアフリー化や桜の維持・更新などを見据えた再整備や休憩拠点の整備、魅力アップに取り組めます。

実現化に向けた取組み	
呑川緑道の整備<呑川沿いのみどり>	呑川緑道未整備区間の整備推進、既存緑道の再生整備、民間開発による協力推進、呑川河川整備の推進、呑川水質浄化対策の推進など
水と緑の散策路整備<多摩川沿いのみどり>	サイクリングロードの整備、たまりバー50キロ、多摩川水系河川整備計画の推進、旧武蔵野の路の再生整備など
海辺の散策路の整備<運河沿いのみどり>	未整備区間の整備、旧武蔵野の路の再生整備、緩傾斜護岸の整備推進、都立海上公園や緑道の再生活用
桜のプロムナードの整備<内川～洗足流れ>	未整備区間の整備、既存緑道の再生整備、内川河川整備計画の推進

実現化に向けた取組み	
旧六郷用水散策路の整備<丸子川～旧六郷用水>	未整備区間の整備、既存緑道の再生整備、崖線緑地の保全など
休憩拠点の整備と魅力アップ	橋詰め広場の整備、拠点公園・緑地などの魅力アップ

3) みどりの補助ネットワークづくり

みどりのネットワークがより区民の暮らしに根つき、身近なものとして利活用されるように、多くの区民が散策や通勤通学などの日常の移動ルートとして利用している地域の生活関連道路(バス通りや歩道のある道路、シンボル道路、ふれあい道路など)や水路跡などの既存緑道を活用した更なるみどりの補助ネットワークづくりに取組みます。

実現化に向けた取組み	
補助緑道の整備	水路敷など未整備区間の整備、既存緑道の再生整備など
道路緑化の推進	歩道設置の推進、シンボル道路・ふれあい道路の再生整備など
沿道緑化の推進	公共施設緑化や沿道緑化助成など

4) 歴史と文化と自然の散歩道づくり

みどりのネットワークを活かしながら、区内に残されている歴史的、文化的に貴重な景観みどり資源を活かしたみどりのまちづくりを進めていくために、多くの区民や来街者に楽しみ、親しんでもらえるような、地域の歴史・文化や自然の魅力を探訪できる散歩道づくりに取組みます。

実現化に向けた取組み	
馬込文士村散策路の整備	散策ルートの再整備、サイン整備
歴史と文化、自然ふれあい散歩道づくり	旧東海道、羽田道、旧鎌倉街道など
自然観察路の再生整備	川と干潟のみち・雑木林のみち・池のみち・海と埋立地のみち・縄文のみち

歴史・文化を感じる馬込文士村

今では、閑静な住宅街となっている山王・馬込の地に、大正末から昭和初期にかけて多くの文士や芸術家たちが住み、「馬込文士村」と呼ばれていました。主な顔ぶれを見ても、尾崎士郎、石坂洋次郎、宇野千代、川端康成、北原白秋など多士さいさい。区は馬込・山王界わいに「散策コース」を設定し案内板、解説板を設置しています。



文士村レリーフ



図-38 みどりのネットワーク計画図



大田区自然観察路モデルルート

4 周辺自治体との広域連携方針

大田区のみどりの将来像を実現していくための、近隣区市との広域的なみどりのネットワークづくりの連携の方向性やイメージは以下のとおりです。

【連携の方向性】

- 公園・緑地配置計画の補完
- 防災避難場所となる大規模緑地の確保
- 河川、崖線系統の環境軸としての連続性確保
- 幹線道路系統の連続性確保
- 散策路系統の連続性確保
- 景観の連続性確保
- みどりの広域的な課題に関する調整



図-39 近隣区市連携イメージ図